

京極町農業委員会総会議事録

(第23回令和4年9月22日)

京極町農業委員会

京極町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月22日 午後1時30分から1時55分

2. 開催場所 京極町役場 2階議員控室

3. 出席委員 (11 人)

1 番 中村明彦

2 番 粥川一也

3 番 酒井勇一

4 番 熊谷 聡

5 番 藤波秀博

6 番 横川順行

7 番 行天英宏

8 番 小山憲一

9 番 小柳光義

11 番 船場 茂

12 番 後藤耕藏

4. 欠席委員 (1 人)

10 番 清本勝彦

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 総会諸報告について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 現況証明願いについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地健太

会計年度任用職員 菅野 梓

7. 会議の概要

開会時間 午後 1時30分

後藤会長

これより第23回京極町農業委員会総会を開会いたします。
収穫作業を半分以上行っている方、芋掘りが終わった方もいるかも知れません。雨も明日、明後日の昼頃まで降るようですが、なるべく降らないで欲しいですね。皆さんお忙しい中出席して頂きありがとうございます。本日もご審議をお願いいたします。

事務局長

本日、10番清本委員は欠席の旨、連絡がありましたのでご報告いたします。
出席委員は12名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
京極町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は後藤会長をお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第1の会議録署名委員及び会議書記の指名を行います。京極町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、1番中村委員、2番粥川委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局の菅野氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2、報告第1号「総会諸報告について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

【報告第1号、朗読】

それでは、日程第2、報告第1号、総会諸報告についてご報告いたします。
1、第22回京極町農業委員会総会を、令和4年8月26日に京極町役場議員控室にて開催しております。
2、現地目証明調査を、8月29日に行っております。内容については、申出者、〇〇〇〇氏。調査員については、中村委員、小山委員、船場委員、事務局で確認しております。
4、農地法第3条調査を、9月5日に中村委員、小山委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。
5、農地法3条調査を、9月14日に酒井委員、小柳委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。
報告第1号につきましては以上となります。

議 長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上で報告第1号の「総会諸報告について」を終わります。

議 長 続いて、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。横川委員が関係している事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案書に基づいて、許可申請の内容を説明】**

議案書1ページをご覧ください。日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご審議願います。

別紙の者から農地等の所有権移転をするための農地法第3条の規定による申請書の提出があったので、許可申請の可否について議決を求める。令和4年9月22日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。別紙のとおり。

今月の農地法第3条の許可申請は3件です。番号1番、2番について議案書をもとに説明します。

議案書2ページをご覧ください。

番号1。譲渡人。札幌市〇〇、〇〇〇〇氏。譲受人、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇番〇。地目、公簿・現況ともに畑。地積、〇〇㎡。権利区分、贈与。譲渡理由、農地を贈与するため。土地引渡の時期、農地法3条の許可日。譲受人の経営内容は記載のとおりです。

番号2。譲渡人。札幌市〇〇、〇〇〇〇氏。譲受人。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、雑種地、現況、畑。地積、〇〇㎡。権利の区分、贈与。譲渡理由、農地を贈与するため。土地引渡の時期、農地法第3条の許可日。譲受人の経営内容は記載のとおりです。

番号1番、2番について、議案書4ページから5ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。また、議案書7ページから8ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。

番号1及び番号2については以上となります。

議 長 只今の事務局の説明に関連して、1番、2番を中村委員より、ご報告をお願いいたします。

中村委員 番号1番、2番について、議案書4ページ、5ページの調査書のとおり、9月5日に調査しました。譲受者の耕作地の、地続きの農地を贈与するものであり、問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番、2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、番号1番、2番は原案のとおり決定致しました。

それでは、横川委員は退席をお願いします。(横川委員退席)

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案書3ページをご覧ください。

番号3。譲渡人。札幌市〇〇、〇〇〇〇氏。譲受人。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿・現況ともに畑。地積、〇〇㎡。権利の区分、売買。譲渡理由、農地を売買するため。価格、〇〇円で10アール当たり〇〇円。土地引渡の時期、農地法第3条の許可日。譲受人の経営内容は記載のとおりです。

番号3番について、議案書の6ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 只今の事務局の説明に関連して、3番を酒井委員より、ご報告をお願いいたします。

酒井委員 番号3番について、議案書6ページの調査書のとおり、9月14日に調査しました。譲受者の耕作地に隣接する農地を売買するものであり、問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

藤波委員 小さい面積ですが、最近所有地であることを認識した場所でしたか。

事務局 所有者が使用していた自作地でした。

藤波委員 1番、2番も同じ理由ですか。

事務局 相続したことにより把握したため、贈与に至ったものです。

議長 他に質疑ありますか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定致しました。

(横川委員着席)

それでは、日程第4、議案第2号「現況証明願いについて」を議題と致します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 **【議案書に基づいて、個別の現況証明願いの内容を説明】**
議案書10ページをご覧ください。

次のとおり現況証明願出があったので、証明の可否について議決を求める。令和4年9月22日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。番号1。区分、証明。所在、字〇〇。地番、〇番〇。地目、公簿、畑、現況、農地、採草放牧地以外。地積、〇〇㎡。利用状況、昭和42年住宅建築当初より通路及び家庭用庭として利用。所有者、札幌市〇〇、〇〇〇〇氏。理由、地目変更登記のため。

証明願いがありました1番の事案につきましては、地区委員と現地調査をした結果、農地以外となっていることを確認しております。議案書11ページ以降に調査票並びに現況写真を添付しておりますのでご覧いただき、詳細は地区委員から説明いただきます。

議長 現地調査をした委員を代表して、番号1番を中村委員から説明をお願いします。

中村委員 受付番号1番について、議案書11ページの調査表のとおり、8月29日、農業委

員3名と事務局で現地調査を行いました。

この土地の利用状況は、昭和42年住宅建築当初より家庭用庭として利用しており、過去から将来にわたって農地として利用することが難しい土地であると思います。現地調査した委員の意見として、農地・採草放牧地以外の雑種地と確認しました。

議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の報告、議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言がある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

よろしいですか。それでは以上をもちまして、第23回京極町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時間 午後 1時55分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

議事録署名員

議事録署名員

次回の総会の日程について、予定 10月27日(木)午後 1時30分